

新規公開株式の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式（以下、「新規公開株式」といいます。）の取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。

お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、ご不明な点は、お取引開始前にお問い合わせください。

- 新規公開株式のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。
- 新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

■手数料・その他諸費用について

- ・新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
 - ・新規公開株式のお取引で生じた利益には、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間、復興特別所得税（2.1%）が課せられます。
- ※復興特別所得税は、上場株式・公募投資信託の配当と売買益、債券の利子、デリバティブ取引の利益を対象とする付加税です。

■金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・新規公開株式の上場後、株式相場等の変動に伴い、新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

■有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・新規公開株式の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換

される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

■**新規公開株式の取引は、クーリング・オフの対象とはなりません**

- ・ 新規公開株式の取引に関しましては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用対象とはなりませんので、ご注意ください。

【**新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要**】

当社における新規公開株式の取引については、以下によります。

- ・ 新規公開株式の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 新規公開株式の売出し

【**金融商品取引契約に関する租税の概要**】

新規公開株式の募集又は売出しに際して課税はされません

個人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- ・ 上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当、及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- ・ 上場株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

【**当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等**】

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業に規定する行為です。

当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

【**金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について**】

(1) 金融商品取引業者の概要

金融商品取引業者の概要は次のとおりです。

| | |
|------|--|
| 商号等 | カブドットコム証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 61 号 |
| 所在地 | 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 6F |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 |
| 設立年月 | 平成 11 年 11 月 19 日 |
| 資本金 | 71.96 億円(平成 29 年 6 月 30 日現在) |
| 主な事業 | 金融商品取引業 |
| 連絡先 | 0120-390-390(フリーコール) 03-6688-8888 (携帯・PHS) |

(2) 苦情受付窓口

金融商品取引業者は、顧客からの苦情を次の窓口で受け付けております。

受付時間 : 午前 8 時から午後 5 時
窓 口 : お客様サポートセンター
受付方法 : 電話、電子メール、手紙
電話番号 : 0120-390-390 (フリーコール)
携帯・PHS : 03-6688-8888
メールアドレス : CS@kabu.com
URL : <http://kabu.com>

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)
U R L : <https://www.finmac.or.jp/>
東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館
大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

以上

(平成 29 年 9 月)